

田村市水道事業運営審議会（第 1 回）会議概要

1. 日 時 平成 26 年 9 月 30 日（火） 13:30～14:30
2. 場 所 田村市船引公民館 第 2 研修室
3. 出席委員 吉田美政（会長）、横山紀男（副会長）、安藤一善、大野クニ、柳沼秀夫、永井弘純、坪井都一、遠藤テル子、樽井俊壽、坪井怜子（敬称略）
4. 議 題 田村市水道事業料金統一に伴う水道使用料の改定について

5. 会議の概要と主な意見

富塚市長及び吉田会長からのあいさつ後、市長から会長あて、「田村市水道料金の統一に伴う水道使用料の改定について」諮問がなされた。

続いて、事務局（田村市水道事業所）から、本審議会の資料及び会議の概要は、田村市ウェブサイト等において公開されることについて説明がなされた後、資料「田村市水道事業料金統一に伴う水道使用料の改定について」に基づく説明が行われた。

委員から出された主な意見は、以下のとおり。

（永井委員）

- 独立採算が基本としつつ、当面は一般会計からの補助金額を現行の半分程度に圧縮することを目標にするとの説明だが、今回の料金改定により目標は達成されるのか。

（事務局）

- 平成 27 年度から 33 年度までの水道事業の収支を試算すると、現行の料金体系で運営するためには、市の一般会計から毎年約 1 億 1,500 万円を補助しなければならない。改定案が実施されることにより、6,500 万円の収入が増加するため、市の一般会計からの補助金は約 5,000 万円に圧縮される見込みである。

（坪井（都）委員）

- 都路町について、（家庭用の一般的な例で）改定案は、現行料金から一気に 1,892 円引きあがることになる。だからといって、現行の上水道から簡易水道事業に切り替えることは、諸経費により上水道より高価となるため現実的ではない。来年 4 月からの料金改定という説明であるが、1 年ちょっと期間を置いて、2 段階くらいで料金を引き上げるといった方法が執れないか、お諮りしたい。

（事務局）

- 財政健全化の観点から、事務局としては、1 回で料金を改定することが望ましいと考えている。技術的には、条例で料金を改定した上で、ただし書きにおいて「〇年間は現行の 2 分の 1 に減免する」という対応は可能である。

（吉田会長）

- （水道料金は）統一してやっていきたい。合併から 10 年経過したが、水道料金につい

ては未だに統一できていないという現状にご理解をいただきたい。事務局から副案が出るようであれば、次回までお預かりしながら検討していくということでどうか。

(坪井(都)委員)

- 料金を統一することについては、賛成。ただし、半年なり1年の猶予期間を設けて2段階くらいで実施してもらえれば、ありがたい。

(吉田会長)

- 本件については、事務局を含めて対応を次回までに検討してくるということにさせていただきたい。

(横山副会長)

- 現行の料金体系は、10^mまでは基本料金に含まれている。10^mまでの使用料金を基本料金に含めるという体系は、改定案でも継承するのか。

(事務局)

- 改定案の基本料金では、10^mまでの使用量は含まれない。改定案における基本料金、例えば、口径13mmでの1,200円は、水道を全く使用せず使用量が0^mでも徴収される。使用量に応じて、10^mまでは1^m当たり110円が加算される。10^m使用した場合、基本料金の1,200円に1,100円が加算されて2,300円となる。現行の基本料金、例えば船引町における家庭用の1,940円は、全く使っても使わなくても、10^mまでは徴収される。田村市内には、水道を毎月0^mとか1^mとか5^mとかしか使用していない方が結構存在している。今回の改定により、使用実態に応じた従量制に近い形で料金が徴収される。

(横山副会長)

- 現在は、1^mから10^m使っても使わなくても基本料金に含めていることを理解。しかし、使用量が少ない人がそれなりに存在することを踏まえると、改定案により料金収入が減少となる可能性もある。

(吉田会長)

- そのほか、ご意見はないか。女性のみなさまのご意見もお聞きしていきたい。坪井(怜)委員、いかがか。

(坪井(怜)委員)

- 水道料金の統一が、原発事故により都路町と常葉町に避難指示が出されたことにより遅れたこと、基本料金や水量料金の水準についても、理解。

(吉田会長)

- 説明のあった改定案のとおり賛同できるということによろしいか。

(坪井(怜)委員)

- 結構です。

(吉田会長)

- そのほか、ご意見はないか。

(柳沼委員)

- いくつか具体的な事例を出して、改定後の料金が現行料金からいくら位あがるか提示して欲しい。

(事務局)

- 家庭用加入件数の約9割が口径13mmをしているため、13mmの場合を紹介する。船引町では、使用水量が0m³の場合、改定案は1,200円であり、現行の2,032円より832円安くなる。同10m³の場合、改定案は2,300円であり、現行より268円高くなる。一般家庭の平均的な使用量である25m³の場合、改定案は5,332円であり現行より218円高くなる。

使用水量が25mmの場合、大越町では486円安価となる。常葉町では、786円、滝根町では683円に、都路町では1,892円、それぞれ高価になる。

なお、口径20mmの場合、13mmの価格に1,500円が加算されることとなる。

(吉田会長)

- そのほか、ご意見はないか。

(遠藤委員)

- 坪井(都)委員のご意見の補足をしたい。都路町の場合、本年4月1日に避難指示が解除されたものの、帰還していない人が多く存在する。例えば、高齢者は都路町に居住していて、若年者が町外の仮設住宅などに居住している場合、二重に支払うこととなる。料金の統一には、決して反対ではないものの、都路町については、現行料金が安価なことも相まって、負担の増加は大きい。都路町は、いまだ落ち着いた状況にないことも踏まえつつ、負担の急激な増加を軽減する方法について、ご検討をいただきたい。

(吉田会長)

- ただ今のご意見について、事務局から特にコメントがあれば説明願いたい。

(事務局)

- 次回までに、対応案を検討してまいりたい。

(吉田会長)

- そのほか、ご意見はないか。

(安藤委員)

- ざっくり言って、何パーセントの値上げとなるのか。

(事務局)

- 全体で、おおよそ14%の値上げとなる。

(吉田会長)

- そのほか、ご意見はないか。委員の皆様方にいただいたご意見は、納得するお話ばかりであったと思う。その中で、次回で折り合いをつけていきたい。次回日程については、10月下旬を目途に調整の上、事務局から連絡させていただく。